

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社においては、「会社の持続的な成長」と「中長期的な企業価値の向上」を最重要課題として捉えております。そのため、株主の権利・平等性の確保、ステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会の充実、株主との建設的な対話を尊重し、コーポレート・ガバナンスの向上を図ってまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける5つの「基本原則」を実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本電技従業員持株会	782,650	9.77
永田 健二	500,000	6.24
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	405,600	5.06
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	350,000	4.37
株式会社みずほ銀行	345,000	4.31
アズビル株式会社	328,000	4.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	289,800	3.62
島田 洋子	245,898	3.07
島田 良介	224,104	2.80
株式会社光通信	219,500	2.74

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

#### 補足説明 更新

2019年4月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三井住友銀行及びその共同保有者である三井住友D Sアセットマネジメント株式会社が2019年4月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、「大株主の状況」には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

・株式会社三井住友銀行

住所:東京都千代田区丸の内1-1-2

保有株券等の数:67千株

株券等保有割合:0.82%

・三井住友D Sアセットマネジメント株式会社

住所:東京都港区愛宕2-5-1

保有株券等の数:455千株

株券等保有割合:5.56%

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
宇崎利彦	他の会社の出身者													
山田洋一	公認会計士													
岸本史子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇崎利彦			宇崎利彦氏は、当社の取引金融機関である株式会社みずほ銀行に勤務(昭和54年4月～平成21年8月)していましたが、当社は金融機関等からの借入金は無く、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されるため、概要の記載を省略します。	企業経営を含む豊富な経験と幅広い見識を有しており、その見識を当社の経営の監査・監督に活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。

山田洋一		山田洋一氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身であり、当該監査法人在籍期間中(昭和53年11月～平成26年6月)、当社の監査業務に関与した事実はあるものの、当該監査法人を退職していること、また、当社監査業務への関与が終了した後、5年以上経過していることから、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されるため、概要の記載を省略します。	公認会計士として財務および会計に関する専門的知識を有し、当社事業の特性等も理解されております。今後の当社事業の伸長等を図って行くにあたり、当社事業の特性等を理解した上で、客観的視点による経営への提言を得ること、ならびに一層の監査・監督の強化を図るため、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。
岸本史子		岸本史子氏は、あずさ総合法律事務所所属する弁護士であります。同事務所と当社との間に取引関係は無く、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されるため、概要の記載を省略します。	弁護士として優れた経験と見識を有しており、その見識を経営の監査・監督に活かし、中長期的な企業価値向上に向けた、適切な助言・提言が行われ、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

### 現在の体制を採用している理由

当社では監査等委員のうち、1名が常勤監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりませんが、ただし、監査等委員会の求めがある場合は、監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは専任のスタッフを設置することとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部門および会計監査人との連携や監査等委員でない取締役等からの報告等の方法によって、内部監査や内部統制の状況をモニタリングし、取締役等の職務の執行についての適法性・妥当性につき監査を実施しております。

さらに監査等委員は、取締役会その他重要な会議への随時の出席および稟議書その他の業務執行に関する文書の閲覧等を実施し、上記監査の実効性を高めております。

また、監査等委員会は、代表取締役並びに内部監査部門および会計監査人と適意意見交換を行い、相互認識を深めるとともに監査情報等を交換しております。

## 【任意の委員会】

### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

### 独立役員の人数

3名

### その他独立役員に関する事項

当社では独立社外取締役の独立性基準を下記の通り定めております。

1. 現在または過去5年間に於いて、以下のいずれにも該当していないこと
  - (1) 当社の大株主(注1)またはその業務執行者(注2)
  - (2) 当社が大株主となっている者の業務執行者
  - (3) 当社の主要な取引先(注3)またはその業務執行者

- (4) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (5) 当社の主要な借入先(注4)またはその業務執行者
- (6) 当社から役員報酬以外に多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家等
- (7) 当社から多額の寄付を受けている者またはその業務執行者
- (8) 当社の会計監査人である監査法人に所属する者で、当社の監査業務に従事もしくは関与した者
- (9) 上記のいずれかに該当する者の近親者(注6)

2. 過去5年間に於いて、当社の業務執行者に該当していた者の近親者でないこと

3. その他、独立した社外取締役として職責を果たせないと合理的に判断される者でないこと

(注)

- 1. 「大株主」とは、当該会社の総議決権の10%以上を直接または間接的に保有している者をいう。
- 2. 「業務執行者」とは、法人その他団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。
- 3. 「主要な取引先」とは、直近3事業年度のいずれかの年度において、当社との取引額が当社の売上高または相手方の連結売上高の2%以上である取引先をいう。
- 4. 「主要な借入先」とは、直近事業年度末における当社の総資産の2%以上の額を当社が借り入れている先をいう。
- 5. 「多額」とは、年間1,000万円以上の額をいう。
- 6. 「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

その他

### 該当項目に関する補足説明

取締役に支給される報酬等は、毎月定額支給される報酬のほか、退職時に支給される退職慰労金であります。毎月定額支給される報酬については、会社の業績、各取締役の功績等を総合的に勘案して年1回見直しが行われ、支給金額が決定されます。また、退職時に支給される退職慰労金については、算出基準および功労金の加算等を定めた社内規程に則り支給金額が決定されます。上記報酬体系にて、短期的な業績向上のほか、中・長期的に安定した経営を図るためのインセンティブが与えられているものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

最近事業年度における当社の取締役の報酬等の総額は次のとおりであります。

取締役10名 報酬等の総額 179,569千円

報酬等の種類別の総額(固定報酬:166,485千円、役員退職慰労引当金:13,084千円)

(注)1. 上記には、最近事業年度中に退任した取締役(監査等委員を除く)1名を含めております。

(注)2. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注)3. 退職慰労引当金には、最近事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額と最近事業年度中に退任した取締役(監査等委員を除く)1名に対して支給した功労加算金が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針および決定方法を定めており、その内容は、役員報酬について、総額の上限を株主総会で定め、具体的な支給額については、内規に基づき会社業績、各人の執務の状況等を考慮のうえ取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬は取締役会で決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定しております。また、当社は役員退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を引当計上しております。当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2015年6月26日であり、決議の内容は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬の総額は年間330,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬の総額は年間50,000千円以内とするものであります。また、当社の定款において、取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は15名以内、監査等委員である取締役の員数は4名以内と定めております。

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会ではありますが、定時株主総会の後、同日に開催された取締役会において代表取締役社長の島田良介に決定を一任する決議を行っており、その権限の内容および裁量の範囲は、各取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等について、代表取締役社長の島田良介は、内規に基づき会社業績、各人の執務の状況等を考慮し、監査等委員会の意見を聴いたうえで決定しております。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、監査等委員である取締役であり、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

常勤監査等委員に対し、社内重要会議の開催案内の通知や、稟議書その他業務執行に関する文書の回付等を通じ、毎月開催する監査等委員会において、各監査等委員向けに必要な情報の提供が可能となるようサポートを実施しております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 名

その他の事項

現在、記載すべき対象者はありません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1) 企業統治の体制の概要

取締役会(当報告書提出日現在:取締役8名、うち監査等委員でない取締役5名、監査等委員である社外取締役3名)を原則として月1回その他必要に応じて開催することにより、経営方針および重要な業務執行等の審議・決定を迅速に行っております。

監査等委員3名(宇崎利彦、山田洋一、岸本史子の3氏)で構成される監査等委員会は原則として月1回開催しております。監査等委員会は、内部監査部門および会計監査人との連携や監査等委員でない取締役等からの報告等の方法によって、内部監査や内部統制の状況をモニタリングし、取締役等の職務執行について監査しております。

また業務執行部門においては、執行役員がその中核を担い、取締役会にて決定された経営方針等の徹底および業務執行の効率化を図っております。

### (2) 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社の内部監査の状況については、内部監査部門(3名)が、社内各部門の所管業務が法令、定款および諸規程に従い、適正かつ有効に運用されているかを監査しております。

監査等委員会監査については、3名で構成されており、監査等委員会が、内部監査部門および会計監査人との連携や監査等委員でない取締役等からの報告等の方法によって、内部監査や内部統制の状況をモニタリングし、取締役等の職務の執行についての適法性・妥当性につき監査を実施しております。さらに監査等委員は、取締役会その他重要な会議への随時の出席および稟議書その他の業務執行に関する文書の閲覧等を実施し、上記監査の実効性を高めております。

また、監査等委員会は、代表取締役並びに内部監査部門および会計監査人と適時意見交換を行い、相互認識を深めるとともに監査情報等を交換しております。

監査等委員である社外取締役山田洋一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査等委員である社外取締役岸本史子は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有しております。

### (3) 会計監査人の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人および金融商品取引法に基づく会計監査にEY新日本有限責任監査法人を起用しております。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木 裕司

指定有限責任社員 業務執行社員 寺岡 久仁子

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名 その他16名

継続監査年数については、7年以内のため記載を省略しております。なお、同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう、自主的措置をとっております。

### (4) 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会が、EY新日本有限責任監査法人を選定した理由は、当社の会計監査人評価および選定基準に照らし、同監査法人に必要な専門性、独立性及び適切性を備えていると判断したためであります。

なお、当社都合の場合その他、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規程に則り「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを審議いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第304条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(5) 監査報酬の内容

最近事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬 19,500千円

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、「2-(1)企業統治の体制の概要」に記載のとおり、社外取締役で構成される監査等委員会の設置により、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化が図れるものと考えており、現状の体制を採用いたしております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
招集通知(要約)の英文での提供	当社では、英文の招集通知(狭義の招集通知)を東京証券取引所および会社ホームページに掲載しております。
その他	当社では、原則として招集通知発送日の2営業日前に東京証券取引所および会社ホームページに招集通知を掲載しております

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>【基本方針】            当社は、法令・規則を遵守し、株主、投資家を含むあらゆるステークホルダー(利害関係者)に対し、「正確な」情報を「わかりやすく」「迅速に」「公平に」お知らせすることを基本方針として、IR活動・ディスクロージャー(情報開示)を行っております。</p> <p>【情報開示基準】            当社は、会社法、金融商品取引法ならびに証券取引所の定める「適時開示規則」に従い、正確・公平な開示を行っております。            また、法令・規則に定められていない情報についても、株主や市場参加者の皆様の投資判断に資すると判断される情報は、任意開示情報として、可能な限り迅速且つ詳細な開示に努めております。</p> <p>【情報の開示方法】            当社は法令および証券取引所の定める適時開示規則に該当する情報は、それぞれ適切な方法で開示を行い、当社ウェブサイトにおいても、速やかにその内容を掲載します。            法令および規則に該当しない情報につきましても当社ウェブサイト等により開示します。</p> <p>【IR沈黙期間について】            当社は、開示の公平性を保つため、決算期日(四半期決算も含む)の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」とします。            但し、沈黙期間中に業績予測が大きく変動する見込みが出てきた場合には、適時開示規則やフェアディスクロージャー・ルールに従い適宜開示・公表します。</p> <p>【将来の見通しについて】            当社が開示する情報の中には、将来の業績に関する予想および見通しに関する記述が含まれている場合があります。これらの記述は現在入手可能な情報に基づく当社の判断による将来の見通しであり、経済情勢や市況環境等の変化によって変動する可能性があることをご了承ください。</p>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	<p>期末決算時に実施しております。最近事業年度において実施したアナリスト・機関投資家向け会社説明会は次のとおりであります。            2019年3月期決算:2019.6.4</p>	あり
IR資料のホームページ掲載	「決算短信」、「有価証券報告書」などの開示資料をはじめ、決算説明会資料、企業調査レポート、財務・業績ハイライト(過去4年分・当期予想)、株価情報を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	<p>当社の情報取扱責任者は企画管理本部長となっております。</p> <p>当社のIR担当部署は総務部となっております。</p>	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>社内規程として定めた「日本電技企業行動憲章」および「行動指針」の徹底、並びにインサイダー取引防止の徹底を図るべく社内研修を実施しております。この他、プライバシーポリシーの制定および内部通報窓口を設置しております。</p>

## 環境保全活動、CSR活動等の実施

当社の事業活動そのものが、環境ビジネスであるとの認識のもと、脱炭素社会実現に向け当社エンジニアリング力を活かし、事業活動を通じて環境貢献をしております。  
また、東京都が発行する「東京グリーンボンド」への投資を通じ、東京都の環境施策にも貢献するとともに、環境省が実施する「環境情報開示基盤整備事業」ESG対話プラットフォームに参加し、ESG情報開示に向けた取り組みを行っております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、取締役会で決議した次の内部統制システム構築の基本方針に基づき、その整備を行っております。

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - a. 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程、情報セキュリティポリシー等の社内規程に従い適切に保存、管理を行う。
  - b. 開示すべき重要な情報については、法令等に従い適時適切に開示する。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理に関する社内規程を定め、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の構築および各種リスクの管理を行う。  
また、事故や災害などの緊急事態が発生した際は、危機管理チームまたは対策本部を設置し迅速に対応する体制をとる。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じ臨時に開催することにより、経営方針および重要な業務執行等の審議・決定を迅速に行う。
  - b. 経営計画を策定し、各組織の分掌および権限を明確に定め、ITの適切な活用を図ることにより、職務執行を効率的に行う。
- (4) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - a. 企業行動憲章および行動指針を定めるとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守および高い倫理観と社会的良識に基づく企業行動の徹底を図る。  
役員・従業員に対しては、定期的に教育・研修を行うことにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - b. 内部監査部門により社内各部門の所管業務が法令、定款および諸規定に従い、適正かつ有効に運用されているかを監査する。
  - c. 法令違反行為等に関する通報・相談を受け付ける内部通報窓口を設置する。
  - d. 法令違反行為等に対しては、厳正な処分を行う。
- (5) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項、その独立性および指示の実効性に関する事項  
監査等委員会の求めがある場合は、監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは専任のスタッフを置くこととする。監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは専任のスタッフは、監査等委員会の指示に従うものとする。なお、その人事異動、評価等については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- (6) 業務執行取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - a. 業務執行取締役および使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等を発見した場合は監査等委員会に報告する。
  - b. 業務執行取締役および使用人は、監査等委員から業務の執行等に関する報告を求められた場合、適切に報告を行う。
  - c. 当社は、監査等委員会に報告を行った者に当該報告を行ったことを理由として不利益が生じないことを確保する。
- (7) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 監査等委員は取締役会その他重要な会議に随時出席し意見および報告を行うとともに、稟議書その他の業務執行に関する文書を読覧する。また、代表取締役および内部監査部門と適時意見交換を行い、相互認識を深めるとともに監査情報等を交換する。
  - b. 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理について、適切に対応する。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制  
財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制  
反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況については次のとおりであります。

#### (1) 基本的な考え方

IV-1「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の(9)反社会的勢力排除に向けた体制に記載のとおりであります。

#### (2) 整備状況について

当社では、企業行動憲章および社内規程において反社会的勢力排除に関する基本方針、対応等を定め、統括対応部署を総務部として、不当要求防止責任者を設置するとともに、各本支店に反社会的勢力の介入防止責任者を設置する等の体制を整備しております。

また、警察等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力の排除活動に取り組んでおります。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

